

○ 春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）

春日井市附属機関等の設置等に関する指針

（趣旨）

第 1 条 この指針は、公正で透明性のある市政の推進を図るため、附属機関、懇話会（以下「附属機関等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会」とは、要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市職員のみを構成員として組織されているもの
- (2) 関係機関との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

〔一部省略〕

（会議の公開）

第 12 条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。）第 7 条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（公開又は非公開の決定）

第 13 条 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、附属機関にあっては附属機関の長が当該会議に諮って行い、懇話会は市長が行うものとする。

- 2 附属機関及び市長は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第14条 附属機関等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続、遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

- 3 附属機関等は、会議資料を傍聴者に配付し、又は閲覧に供するものとする。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(会議開催の周知)

第15条 附属機関等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を広報、ホームページ等により市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) その他必要な事項

(会議資料等の公開)

第16条 附属機関等は、会議資料及び当該会議の議事録又は議事要旨を公開するよう努めなければならない。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(施行の状況の公表)

第17条 この基準に基づく附属機関等の会議の公開の施行の状況は、毎年度市長が取りまとめ公表するものとする。

※ 指針のうち、会議公開制度に関係する部分を抜粋しています。
